

## 米国の情報交換協定

### 1 情報交換協定の意義

米国は、1980年代に租税条約の適用拡大を終了している。この租税条約の適用拡大とは、締結している租税条約をその条約相手国の植民地等に適用を拡大するものであるが、その結果として、その植民地等がタックス・ヘイブンである場合、そのタックス・ヘイブンが租税条約のネットワークに入ることになる。例えば、タックス・ヘイブンA国と先進諸国B国との間で租税条約が締結されているとする。B国に投資を行う企業は、A国に子会社等を設立し、B国における租税条約に基づく課税の減免と、A国における無税又は低税率の課税という二つの恩典を享受するという租税回避を行うことになる。

しかし、他方において、タックス・ヘイブンにある自国の納税者等の税務情報は有用であると先進諸国は考えている。このギャップを埋めるのが、情報交換に特化した情報交換協定である。

### 2 OECDの有害な税競争との関連

OECDは、1990年代後半からタックス・ヘイブン等における無税又は名目的な課税を行い、税務関連情報を法律により保護して開示しないことを有害な税競争と呼び、その排除を行う活動を開始している。その解決手段の一つが、実

効性ある情報交換である。

米国は、この種の情報交換に関して、主として米国と租税条約を締結していないタックス・ヘイブン国等（主としてカリブ海諸国）を対象として情報交換協定の締結を1983年から開始している。OECD加盟国のほとんどは、この種の情報交換協定をこれらの諸国等と締結していない。

米国は、観光収入に多くを依存しているカリブ海諸国の弱みを突いて、米国企業の会議をこれらの諸国で開催した場合の旅費について、従来この旅費を米国税法においては損金不算入としていたが、その規定の適用上、情報交換協定を締結した国への会議の旅費を損金算入とした。これにより、カリブ海諸国は、米国企業の会議を誘致することができる一方、米国に対して税務関連情報の提供を義務付けられることになった。

したがって、米国は、OECDの有害な税競争防止活動に先立って、タックス・ヘイブン国等と有効な情報交換の手段を確立していたことになる。

### 3 情報交換協定の現況

現在、米国が締結している情報交換協定は、アンティグア（2001年）、バハマ（2002年）、バルバドス（1984年）、バーミューダ（1988年）、

# Topics of International Taxation

ケイマン（2001年）、コスタリカ（1989年）、ドミニカ（1989年）、ドミニカ共和国（1989年）、グレナダ（1987年）、ガイアナ（1992年）、ホンジュラス（1990年）、ジャマイカ（1986年）、マーシャル諸島（1991年）、メキシコ（1989年）、ペルー（1990年）、セントルシア（1987年）、トリニダートトバゴ（1989年）等である。なお、カッコ内の年は協定を締結した年である。

このうち、特に注目されるものは、バルバドス、ケイマンという国際的に著名なオフショアバンキングセンターという国等と米国が協定を締結していることである。

## 4 情報交換協定の内容

米国とバルバドスとの間の情報交換協定の内容は次のとおりである。

第1条は対象税目、第2条は諸定義、第3条は情報交換、第4条は相互協議手続と費用、第5条は協定のその他の適用、第6条は発効、第7条は終了である。

この情報交換協定の主たる条項は第3条であるが、各条項の概要は次のとおりである。

第1項において、双方の締約国の権限ある当局は、一方の締約国の居住者又は国民にかかわらず情報交換できることが規定されている。

第2項では、要請を受けた締約国は、最大限の努力を払いこの要請に対応する義務を負う。この提供する情報には金融機関からの情報が含まれている。

第3項では、特別な要請の場合、要請を受けた国は、証明を付した原資料の写しの提供に努力をしなければならない。

第4項は、通常の租税条約における情報交換条項における制限に係る規定とほぼ同様の内容である。

第5項は、要請を受けた国の裁量により、第4項により制限された情報について取得し、送付することができることを規定している。

第6項は、情報を受領した国の守秘義務に関する規定である。

## 5 情報交換協定の今後の動向

バルバドスは、OECDの有害な税競争に係る2000年発行の報告書において、非協力タックス・ヘイブン一覧表に掲載されている。ケイマンは、この一覧表作成前にOECDの活動への参加を表明して一覧表掲載を回避している。いずれにせよ、今後、タックス・ヘイブンの多くは、この一覧表の最終版に掲載されることを回避するためにケイマンと同様にOECDの活動への参加を表明することにより、非協力タックス・ヘイブンへの課税強化策の適用を避けるものと思われる。そのためには、タックス・ヘイブンは情報交換に応じる義務を負うことになり、米国との情報交換協定と同様の内容の協定を先進諸国と締結することになろう。その意味では、この米国との情報交換協定は、OECDの活動の先駆けとなるものであり、今後、他の先進諸国にとって参考になるものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好